

平成29年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
業務用施設等における省CO2 促進事業

ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

公募要領

(公募期間 平成 29 年 4 月 17 日～5 月 26 日)

平成 2 9 年 4 月

一般社団法人
静岡県環境資源協会

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (業務用施設等における省CO2 促進事業) 公募要領

平成 29 年 4 月
一般社団法人静岡県環境資源協会

一般社団法人静岡県環境資源協会(以下「SERA」という。)では、環境省から平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における省CO2 促進事業)の交付を受け、テナントビルの省 CO2 化の促進、先進的な業務用ビル等の実現と普及拡大、既存の業務用施設(福祉施設、駅舎、地方公共団体が所有する施設、漁港施設等)の省CO2 改修の促進により、業務その他部門の大幅な低炭素化に資することを目的とする事業に対し、補助金を交付する事業を実施しています。

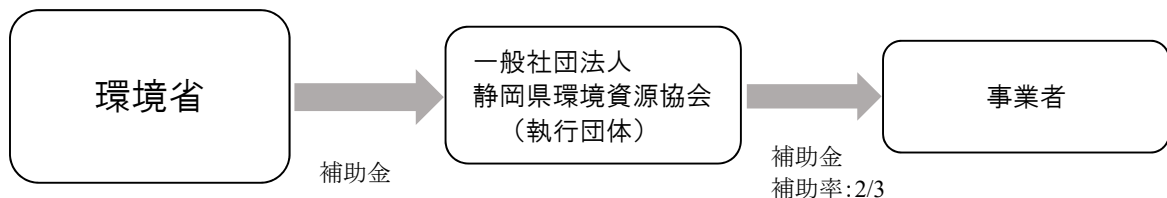
このうち、ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業の概要、対象事業、応募方法、その他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における省CO2 促進事業)交付規程(平成 29 年 4 月 7 日静環資支発第290003号)(以下「交付規程」という。)に従って補助事業の手続等を行ってください。

●事業スキーム

業務用施設等における省CO2 促進事業

○ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業



補助金の応募をされる皆様へ

本事業は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。従って、SERAとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

※補助金の不正受給等が発覚した場合、下記の措置を取るほか、SERAホームページを通じて、申請者名等を公表します。

1. 応募の申請者がSERAに提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合や、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。
2. SERAから補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等についてSERAの承認を受けなければなりません。なお、SERAは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中または完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済みの補助金のうち解除対象となった額を返還していただくことになります。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の第29条から第33条において、刑事罰等を科すことが規定されています。
7. 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。

公募要領目次

●補助金の目的と性格	1
------------	---

第1章 公募する事業の内容

1. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	3
-------------------------------	---

第2章 補助事業の応募について

1. 補助対象事業の選定	16
2. 補助事業における留意事項	18
3. 応募の方法	21
4. 事業スケジュール予定	24
(様式1)応募申請書	25
(別紙1-2)実施計画書	27
(別添1)システム提案概要	35
(別添2)エネルギー計量計画図	36
(別添3)省エネルギー計算書	37
(別添4)ZEB 事業紹介図	38
(別添5)概略予算書記入フォーム	39
(別紙2-2)経費内訳	40
申請時提出書類等一覧	41
提出書類チェックシート	43
(別紙3)暴力団排除に関する誓約事項	48
(別紙4)交付要件等確認書	49

※応募用紙等は SERA ホームページよりダウンロードしてください

●補助金の目的と性格

- 本事業は、業務用施設等の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル)）実現に向けた先進的な省エネルギー建築物の普及拡大のために、高性能設備機器の導入等に対して補助金を交付し、そのことを通じて業務その他部門の二酸化炭素の排出量を大幅に抑制することを目的としています。

- 事業の実施によって、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における省CO₂促進事業)交付要綱(平成 29 年 3 月 17 日環地温発第 1703179 号。以下「交付要綱」という。)及び業務用施設等における省CO₂促進事業実施要領(平成 29 年 3 月 17 日環地温発第 17031726 号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、SERA の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求められることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。(詳細は 20 ページ「補助事業における留意事項」をご確認ください。)

(注意事項)

- ・ **事業開始は、交付決定日以降**となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書(二酸化炭素削減量の把握等)の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分(目的外使用、譲渡等)しようとする場合は、あらかじめ SERA に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、SERA より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

第1章 公募する事業の内容

本公募要領は、「業務用施設等における省 CO2 促進事業」のうち、「ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」について定めたものです。

1. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

1. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

(1) 補助対象事業

本事業は、中小規模のビル等のビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル(以下「ZEB」という。)の実現に資する低炭素化設備等を導入する事業に対し、当該事業に要する費用の一部を補助します。ZEB の一般的な定義については、14 ページをご参照ください。本事業の対象となるものは(2)補助対象事業の要件をご確認ください。

なお、本事業は、ZEB の実現・普及に向けて、建物用途や地域等による技術や設計手法、コストに関する情報を集約・蓄積し、これらのノウハウを広く共有することを目的としています。

(2) 補助対象事業の要件

次の要件を満たす建物を事業の対象とします。

①補助対象となる建物

- a 地方公共団体等のビル等(地方独立行政法人、公営企業を含む。面積要件なし)
- b 上記以外の業務用ビル等(建築確認申請の床面積 2,000 m²未満)

②補助対象となる建物の用途

補助対象となる建物の用途は下表のとおりです。申請は原則として建築物全体とし、部分申請はできません。

複合用途の場合、建築確認申請の主要用途が下表の補助対象用途である必要があります。対象範囲等について、図面等の確認が必要になりますので、事前に SERA までご相談ください。

用途	具体例	
事務所等	事務所、官公署等	
ホテル等	ホテル、旅館等	
病院等	病院、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等	
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等	
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等	
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等

■対象外となるビル等の例

住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、パチンコ、競馬場・競輪場等

③環境性能要件

a 建物（外皮）性能について

建築物エネルギー消費性能基準等、または平成 28 年基準で算出された PAL*が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準」第 8 条別表に定める外皮性能基準(PAL*)以下であること。

b 一次エネルギー消費量について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より **50%以上低減**すること。

※再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しないこと。

※一次エネルギー消費量の計算にあたっては、「その他一次エネルギー消費量」を除く。

・設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量 (E_T) は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める設計一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと（空調 (E_{AC})、換気 (E_V)、照明 (E_L)、給湯 (E_W)、昇降機 (E_{EV})、エネルギー利用効率化設備 (PV+コージェネ) (E_S)、その他 (E_M)) の設計一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{設計一次エネルギー消費量 } (E_T) = E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M$$

・基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量 (E_{ST}) は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める基準一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと（空調 (E_{SAC})、換気 (E_{SV})、照明 (E_{SL})、給湯 (E_{SW})、昇降機 (E_{SEV})、その他 (E_M)) の基準一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{基準一次エネルギー消費量} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M$$

一次エネルギー削減率＝

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量 } (E_T) - \text{その他 } (E_M) + \text{エネルギー利用効率化設備 (PV) } (E_S^*)}{\text{基準一次エネルギー消費量 } (E_{ST}) - \text{その他 } (E_M)}$$

* E_S は再生可能エネルギーを利用した発電に限る

④エネルギー利用の管理について

熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。(BEMS装置等の導入)

⑤省エネ性能（第三者認証による評価の取得）について

ビル等の省エネ性能について、第三者認証による評価(建築物省エネルギー性能表示制度(BELS))を取得し、当該性能を表示すること。

また、BELS のなかで、『ZEB』、*Nearly ZEB*、*ZEB Ready* のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、原則として事業完了までに受け「省エネ性能表示」およびその表示に関する「評価書」を入手してその写しを提出してください。

省エネ性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、または本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないのでご注意ください。

ただし、省エネ性能表示の計算方法と本事業の申請に用いた計算方法が異なり、かつ、本事業の申請に用いた計算に誤りがないことが確認された場合はこの限りではありません。なお、実用途とかけ離れた室用途を選択し、計算した場合は、BELS における審査結果と本事業の計算結果が整合しない可能性がありますのでご注意ください。

【参考】国交省ホームページ

- 建築物省エネ法表示制度のページ～2016年4月始動。住宅・ビル等の省エネ性能見える化～
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html
- 解説パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001122749.pdf>

⑥ ZEB プランナー、ZEB リーディング・オーナーへの登録について

本事業へ申請する場合は、ZEB リーディング・オーナーへの登録を必須要件とする。交付決定後、実績報告時まで、必ず ZEB リーディング・オーナーへの登録申請を行うこと。また、建物用途や地域区分に応じて ZEB プランナーが関与する事業であること。ZEB プランナーは交付決定時まで登録が完了していること。

⑦ CLT (Cross Laminated Timber 直交集成板) 等を用いた ZEB の優先採択枠について

CLT 等の新たな木質材料を使用し、かつ以下の要件を全て満たした ZEB については、建物用途、地域区分に関わらず、別途採択枠を設けます。

- ア. 上記①から⑥の要件を全て満たすこと
- イ. CLT 等を構造耐力上主要な部分に用いていること
- ウ. 開口部を除く外皮面積への CLT 等の使用割合が 20%以上であること
- エ. CLT 総使用量を延床面積で除した単位面積当たりの CLT 等の使用量が $0.05 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること

⑧ 技術や設計手法、コスト等の情報開示について

本事業を通じて提出された次のデータ等について、ZEB の普及促進のため使用し公表を行うことがあります。

- ・全景写真(またはパース図等)
- ・設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- ・設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(用途、既築・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延べ床面積)
- ・設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEB設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定です。

【ZEB プランナーが関与する事業について】

補助対象建築物

建物用途区分		延床面積・地域区分等											
用途	用途説明	民間の業務用建物				地方公共団体等の建物							
		延床面積 2,000m ² 未満				延床面積 2,000m ² 未満				延床面積 2,000m ² 以上			
		地域区分											
		1・2	3・4	5～7	8	1・2	3・4	5～7	8	1・2	3・4	5～7	8
事務所等	事務所	●	●	■	●	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル等	ホテル	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	■	●
	旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院等	病院	●	●	■	●	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人・福祉ホーム	●	●	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○
百貨店等	百貨店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校等	小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	義務教育学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高等専門学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専修学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各種学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
飲食店等	飲食店・食堂・喫茶店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集会所等	図書館・博物館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	体育館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CLT を活用した建築物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

採択優先順位

凡例	採択優先順位
○	1
●	2
■	3

※採択枠「●」「■」の申請には「ZEB プランナー」が関わる事業であること。

(3) 補助事業者

補助金を申請できる者は、次のとおりとします。

① 建築主等（所有者）であって、次のいずれかの者とします。

- a 民間企業
- b 個人事業主
- c 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- d 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- e 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- f 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- g 法律により直接設立された法人
- h その他環境大臣が適当と認める者

※上記aからhについては、日本国内で事業を営んでいる者で、補助対象事業の目的に即した機器等を国内の業務用ビル等に導入する者であることとします。hに関しては、応募前に SERA と協議すること。

(留意事項)

- ・補助事業者は建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。
- ・設備所有者と建物所有者が異なる場合は、申請時に建物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。
- ・区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。
- ・既築の場合は、登記簿にて所有権を確認できること。
- ・新築の場合は、確定検査時に、登記を確認する。

② 補助対象設備等をビル等の所有者にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、建物の所有者との共同申請とします。また、この場合はリース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間を満了するまで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を証明できる書類の提示を条件とします。

(4) 補助金の交付額

補助率:補助対象経費の2/3

上限額:3 億円/年 (2,000 m²以上の地方公共団体等の場合には5億円/年)

(5) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができます。

この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

(6) 補助対象経費

ZEB 化事業を行うために必要な設計費、設備費、工事費及び事務費

設計費 (交付規程では工事費に含まれる)	補助事業に必要な建築設計、設備設計、省エネルギー計算等の実施設計費、建築物省エネ法第 7 条に基づく第三者評価機関による認証 (ZEB Ready以上) を受けるために必要な費用
設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・高性能な建築材料・計測装置等の購入、製造(改修を含む)等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費

※交付規程別表第 2 参照

①補助対象経費の算定等

当該システム導入にかかる経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの市場流通価格を参考として算定しているものとします。

②実施設計を補助対象とする場合

本事業で実施設計費を補助対象にする場合、以下のとおりとします。なお、実施設計を補助対象とする場合は事前に SERA までご相談ください。

- ・交付決定日前に契約を行った実施設計については補助対象外とする。
- ・実施設計後の一次エネルギー削減率は申請時以上の値となること。なお、交付決定時から一次エネルギー削減率の値が下回る場合は交付決定の解除となる場合があるので注意すること。

※詳細は別紙 2 を参照。

(7) 一次エネルギー消費量等の計算方法について

建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム(WEBプログラム^{*1})を使用して、算出してください。

①建築研究所計算支援プログラム (WEBプログラム) による計算

建物や各設備のデータをWEBプログラムに入力し、外皮性能 (PAL*) と設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量を計算してください。

設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に関わらず建築物エネルギー消費性能基準等^{*2}に記載された外皮性能の算定方法、設計一次エネルギー消費量・基準一次エネルギー消費量の算定方法に基づき算出します。

- ・この WEB プログラムによる計算は通常計算法 (標準入力法、主要室入力法) を使用し、モデル建物法は使用しないこと。
- ・自ら所有している設備等であって補助対象外の設備 (他の補助金併用も含む) も、エネルギー消費量計算に算入して差し支えありません。
- ・計算にあたっては、必ず実用途に近い室用途を選択すること。

※1 WEB プログラムは、国立研究開発法人建築研究所のホームページに公開されている。(URL:<http://www.kenken.go.jp/becc/>)

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、建築物省エネ法という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」(建築物エネルギー消費性能基準等)

(8) 代行申請

申請の手続きの代行を認めますが、申請後、代行を行う者は原則変更しないこととしてください。

申請の手続きを代行する者(以下「手続代行者」という。)は、本事業で新築または改築する建設、設計等する者や建築物省エネ法の知識を有した者としてください。

なお、手続代行者による申請の場合は、申請書類に関する SERA からの問合せや訂正依頼、建築に関する技術的な問合せ等において手続代行者が対応することとしてください。

※交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。また、一部必要事項について申請者に問い合わせをすることもあります。

(9) 連携事業との関係

本事業は、経済産業省資源エネルギー庁が実施する「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)」との連携事業であり、本事業では、中小規模及び地方公共団体ビル等を対象としています。

事業成果については、他の事業者への普及促進を目的とした ZEB 設計ガイドライン作成に資するとともに、広く一般に紹介することもあります。

(10) 事業の広報

本事業を実施した補助事業者は、事業完了後、自社のホームページや PR 資料等において、本事業の取り組みについて積極的に発信するとともに、一次エネルギー消費量の評価結果等、ZEB の普及に資する情報についての広報活動に努めること。

ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業の補助対象費用の範囲

1 補助対象費用の区分

- (1) 設計費
- (2) 設備費
- (3) 工事費（補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費）
- (4) 事務費

2 全体事項

- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・補助申請者に所有権のあるもの。
- ・導入する設備等はすべて新品に限る。

3 補助対象となる設備費等の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目	
費 設計	建築および設備設計費等	補助事業に必要な実施設計に限る	建築設計、設備設計※1 省エネルギー計算等(設計業務に係る仕様書等の提出が必須) 省エネルギー性能の表示に係る費用※2	
	設備費	断熱 (省エネルギー計算ができること)	建物(外皮)性能が向上する場合に限る	断熱材(外装・内装の断熱材。断熱扉の断熱材以外の装飾等に関わる部分等は対象外)、Low-E 複層ガラス、高性能窓(断熱・遮熱性能に優れているもの)、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
高性能保温材			配管・ダクト保温の交換・新設についても高性能保温材	
空調・給湯		熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン(GHP、EHP)※3
			複数の機器の組み合わせ	熱回収(熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽)、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
		ポンプ	省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、輻射冷暖房システム等 (標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外)
給湯機器		省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等(潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカランまでの配管は対象外)	
換気		換気機器	省エネ機器及び器具に限る	インバータ制御ファン、モータダンパ等
照明		照明機器	高効率機器及び器具に限る	LED 照明(既築)、制御付 LED 照明※4、有機 EL 照明、高輝度型誘導灯(既築)、照度センサ、人感センサ、光ダクト、ミラー集光装置付きトップライト、照明制御盤、制御用配管配線及び付属品等(屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯等は対象外)
再エネ他		再生可能・未利用エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽光、太陽熱、井水・河川水・地熱、地中熱、バイオマス、雪氷、排水熱・廃棄物等(再生可能エネルギーについては、発電した電力を自家利用する場合に限る)
		コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ(燃料電池を含む)
電源		蓄電システム※5	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤 ※再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る。
	受変電設備		高効率機器に限る	高効率トランス(本体のみ) (第2次トランス基準で定められたものに限る)
	負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品	
BEMS (自動制御機器含む)	制御部		制御機器※6(センサー、アクチュエータ、コントローラ等)、盤類※6(自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等)、自動制御関連設備(VAV等)、計測計量装置(熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等)、制御用配管配線及び付属品	
	監視部		中央監視装置(中央監視盤、照明制御盤等)、伝送装置(インターフェイス、リモートステーション等)、通信装置(ルータ等)、制御用配管配線及び付属品	

		管理部	BEMS装置※7
工事費	工事費※8	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る※9※10	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※11、工事者の現場経費※11等

- ※1 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めない。
- ※2 建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyいずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用(プレート代等)。交付決定日以降に取得したものであること。
- ※3 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分(い)を満たす機種に限り補助対象とする。
- ※4 在室検知制御、明るさ感知制御、タイムスケジュール制御とする。
- ※5 補助対象経費は創蓄連携に必要な機器及び工事費を含み、補助対象経費全体の20%を上限とする。なお、再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る。
- ※6 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。
- ※7 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。
- ※8 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。
- ※9 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。(試掘・残土処分は対象外)
- ※10 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。
- ※11 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要な不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

4 補助対象経費 (交付規程別表第2)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ②機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ③特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費

設備費	現場管理費	用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用												
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。												
事務費	付帯工事費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。												
	機械器具費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
設備費	測量及試験費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	設備費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。												
		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

■ 補助対象とならない主な経費

- ・ 建築工事、躯体工事
- ・ 省エネルギーに直接的に寄与しない設備・工事等(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・ 給排水衛生関係
- ・ 冷蔵／冷凍設備(ショーケース等)
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策(サーバーのクラウド化等)
- ・ 家電に類するもの
- ・ 再生可能エネルギーによる発電(固定価格買取制度等による売電を行なうもの)
- ・ 遮熱・断熱塗料、遮熱フィルム
- ・ 消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・ 運用にかかる経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない経費等

＜参考＞ZEB について

2014 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び 2016 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において「建築物については、2020 年までに新築公共建築物等で、2030 年までに新築建築物の平均でネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) を実現することを目指す」とする政策目標が打ち出されています。ZEB の定義は、平成 27 年 12 月に公表された資源エネルギー庁の「ZEB ロードマップ検討委員会 とりまとめ」で、以下の定義が示されています。

【ZEB の定義・判断基準】

ZEB とは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特に ZEB の設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法（パッシブ手法）を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

また、ZEB は一次エネルギー消費量の削減率によって、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の 3 段階に分類されています。一次エネルギー消費量の削減率は以下の式で求められます。

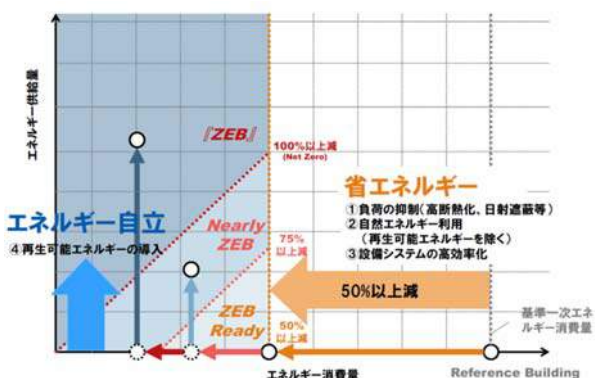
$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量 (空調+換気+照明+給湯+昇降機-創エネ)}}{\text{基準一次エネルギー消費量 (空調+換気+照明+給湯+昇降機)}}$$

表 ZEB の定義・要件

名称	定義	1-設計一次エネルギー消費量 / 基準一次エネルギー消費量※		創エネの形態
		創エネ除く	創エネ含む	
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	50%以上かつ	100%以上	自家消費分に加え、売電分も対象 (設置場所は敷地内)
Nearly ZEB	ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物		75%以上～100%未満	
ZEB Ready	外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備等を備えた建築物		50%以上～75%未満	

※「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)またはこれと同等の方法による計算で、「その他負荷」を除き設計時で評価する。

※建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) の中で、上記要件を達成すれば、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の表示が可能。



(出所) ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ (経済産業省資源エネルギー庁)

※本ページの ZEB の定義・要件等は、本事業の要件ではありませんので、ご注意ください。

本事業では、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready を含めた「広義の ZEB」を ZEB と示す。

第2章 補助事業の応募について

応募申請に関して、重要な事項がまとめられています。必ずお読みください。

1. 補助対象事業の選定
2. 補助事業における留意事項
3. 応募の方法
4. 事業スケジュール予定

1. 補助対象事業の選定

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、SERA による書類審査と審査委員会の審査を経て選定します。

(2) 審査方法

応募者より提出された実施計画等をもとに、以下の項目等について SERA で書類審査を行います。

【SERA による書類審査内容】

- ・公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていること。
- ・必要な書類が添付されていること。
- ・書類に必要な内容が記載されていること。
- ・事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、または事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

書類審査を通過した申請に関して、その後、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会において、主に次の事項について審査基準に基づき厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

【審査委員会による審査項目・内容】

審査は、ZEB 達成度、エネルギー削減率、省エネ技術のモデル性、費用対効果、地域・業種・規模等を考慮し行います。

審査項目（案）
ア. 本補助事業の目的に照らした内容の妥当性
イ. 二酸化炭素排出削減量が多いこと
ウ. 二酸化炭素削減手法として費用対効果が高いこと
エ. ZEB 達成度について
オ. モデル的性格を有し、他の事業者等への波及効果が多いこと
カ. 事業の実施体制の妥当性
キ. 資金計画の妥当性
ク. 財政的基盤
ケ. その他

また、学校については、エコスクール・プラス(環境を考慮した学校施設)の認定※を受けている場合は、審査段階において考慮します。

また、CLT(直交型集成板)等を使用した建物は別途採択枠を設けます。

(3) 補助事業者の選定

各審査項目の総合点を算出し、総合点を参考にしつつ、審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定します。公募が予算額を超える場合は、以下の調整を行う場合があります。

- ・総合点が上位のものを優先
- ・採択金額の調整
- ・同一申請者による複数の申請案件について、申請件数や金額の調整

なお、審査結果に対する御意見・御質問には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

※エコスクール・プラス実施要項(文書番号:平成29年2月22日 28文科施第441号, 28林政利第141号, 国住生第566号, 環政計発第1702201号 制定)による認定

2. 補助事業における留意事項

(1) 基本的な事項について

本補助金の交付については、業務用施設等における省CO2 促進事業の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱、実施要領及び交付規程の定めるところによることとします。

これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた上で応募してください。また、応募書類に虚偽の内容を記載した場合や、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助金の交付について

① 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います)。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成30年1月31日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するものとなります。

② 交付決定

SERA は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む)の対象経費(固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費を含む)を含まないこと。
- ・補助対象経費以外の経費を含まないこと。

③ 事業の開始

補助事業者は、SERA からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)は、次のとおりです。

- ・**契約・発注日は、SERA の交付決定日以降であること。**
- ・補助事業の遂行上著しく困難または不相当である場合を除き、入札や三者見積を取る等競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・補助事業に要する経費のうち、補助対象経費のみの契約とせず、撤去費等の関連する補助対象外経費も計上すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

④ 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。単年度事業の事業完了日は1月31日以前とし、複数年度事業の初年度は2月28日以前、2年度目は1月31日以前を事業完了日としてください。

事業完了日までに、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。複数年度の初年度の場合、補助事業者は

対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合も含み、この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可し、補助事業者は年度内に支払いを完了して、補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を提出することとします。

また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

⑤他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金等と重複する対象費用を含めることはできません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

(3) 補助金の経理等について

①経理処理と書類等保管年数

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

②完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内または当該年度2月10日(複数年度事業の初年度は3月10日)のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を SERA に提出していただきます。

SERA は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び原則として現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

③補助金の支払い

補助事業者は、SERA から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、SERA から補助金を支払います。

④取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ SERA に申請し、SERA の承認を受ける必要があります。ここで処分とは、補助金の交付の目的(補助金交付申請書の実施計画書及び実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供し、または取り壊し(廃棄を含む)することをいいます。

その際、場合によっては財産処分納付金の納付が必要になることがあります。
なお、取得財産等には、補助事業である旨を明示しなければなりません。

⑤交付決定の解除、補助金の返還、罰則等について

万一、法令や交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられる可能性があることについてご注意ください。また、公的資金の交付先として、社会通念上、適切と認められない申請者および、別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とします。誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部もしくは一部を解除します。

また、補助金の不正受給等が発覚した場合、SERA ホームページを通じて、申請者の名称等を公表します。

- ・交付規程第 14 条の規定による交付決定の解除、第 12 条第 3 項の規定による補助金等の返還並びに交付規定第 14 条の規定による交付決定の解除及び補助金の返還。
- ・適正化法第 29 条から第 33 条までの規定による罰則。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

⑥事業報告書の提出及び事業状況の調査

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出する必要があります。

また、補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び補助事業の成果(二酸化炭素排出削減量)を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

⑦事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省「業務用施設等における省CO2 促進事業」によるものである旨を広く一般に必ず明示する必要があります。

⑧維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられる必要があります。

⑨その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定(所得税法第42条)の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得または改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、交付規程別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. 応募の方法

(1) 応募書類

応募にあたり提出が必要となる書類は、下記の①～⑥となります。31ページの申請時提出書類等一覧をご覧ください、漏れないようにご提出をお願いします。

応募書類のうち、①～③については、必ずSERAHホームページから電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。

なお、審査過程において、必要に応じて電話または電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

①応募申請書【様式1】（Word(.doc)形式)

②実施計画書【様式2】

応募事業	記載が必要な書類等	提出物
ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	別紙1-2(別添含む) Excel(.xls)形式	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルファイルの印刷物 ・入力したエクセルデータ ・申請時提出書類等一覧及びチェックシートに記載された書類

③経費内訳【様式3】

応募事業	記載が必要な書類等	提出物
ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	別紙2-2 Excel(.xls)形式	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルファイルの印刷物 ・入力したエクセルデータ ・申請時提出書類等一覧及びチェックシートに記載された書類

※金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料として必ず添付すること。応募申請時は1者見積りで可。交付決定後は3者見積りが必要となる。

④代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款または寄附行為

申請者が個人事業主の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。

また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、または設立の認可が適当であるとされた法人の定款または寄附行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

⑤経理状況説明書 直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書

応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

また認可を受けている者等は、設立の認可を受け、または設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

⑥その他資料（申請時提出書類等一覧及びチェックシートに記載された書類等）

（2）応募書類の提出方法

（1）の書類（紙）と電子媒体を提出期限までに、郵送により SERA へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は、封書または箱に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」を朱書きで明記してください。

送付は、書留等追跡記録が残るサービスをご利用ください。

（3）公募期間

平成29年4月17日（月）～5月26日（金） 17時必着

（4）提出部数と形式

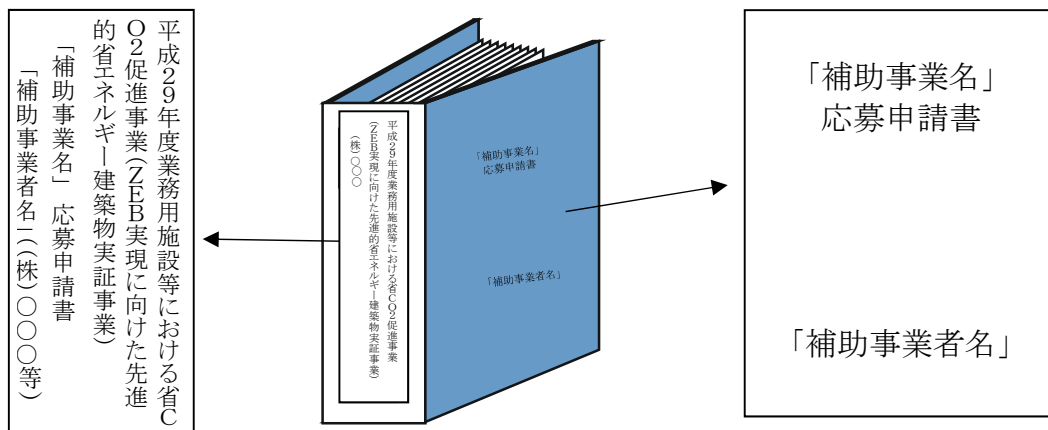
提出部数	1部 CD-RまたはDVD-R1部
形式	①A4判ファイル（2穴、ハードタイプ）背表紙と表紙に下記の内容を記入してください。（紙ファイル、リングファイル、袋ファイルは不可）各書類単位に中仕切りやインデックスをつけてください。 ②提出書類と同じ内容（応募書類の①～③）の電子データを保存したCD-RまたはDVD-R（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください）。

※基本A4片面印刷、ファイリング時に文字がつぶれないように調整すること。

※様式自由のものや添付書類等は文字が読めるように大きさを調整すること。

※図面等はA3（3つ折り）カラー。

※採択後、交付申請の際に交付申請書の提出が必要になります。



※提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(5) 提出先

〒420-0853
 静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2階
 一般社団法人静岡県環境資源協会
 省CO2促進事業支援センター
 E-mail: center@siz-kankyou.or.jp
 TEL: 054-266-4161
 FAX: 054-266-4162
 お問い合わせ: 平日9:00~12:00、13:00~17:00

(6) 問い合わせの方法

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。
 メール件名は「【〇〇株式会社】H29 ZEB 事業」とし、〇〇部分には企業・団体名をご記入ください。
 なお、問い合わせの前に、[SERA ホームページの「Q&A」](#)をご覧ください。

4. 事業スケジュール予定

	年間予定	申請者	SERA
公募期間	公募期間 4月17日～5月26日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">情報入手</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付規程、公募要領等を元に 応募申請書類作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付規程、公募要領等 SERA ホームページで公開 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 公募受付(4/17 ~5/26) </div>
選考	審査 6月下旬 採択の決定 (7月上旬)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 応募申請書類審査、選考 (必要に応じヒアリング) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 有識者による審査委員会 (月初旬) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 採択の決定(6月下旬) </div>
交付申請期間	交付申請期間 申請書提出 採択通知後 交付決定 (7月下旬～)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 採択事業者への事務取扱説明会の開催 (7月上旬・東京・採択決定者は参加必須) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付規程を元に 交付申請書類作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付申請書類確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付決定通知(7月下旬～) </div>
事業の遂行・完了実績報告・検査・支払い	事業の完了 ・単年度は1月31日までに事業完了 ・複数年度事業の初年度は2月28日まで、2年度目は1月31日までに事業完了 完了実績報告書の提出 (事業完了後30日以内または補助事業の完了した日の属する年度の 2月10日 (複数年度事業の初年度の事業については 3月10日)のいずれか早い日までに)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 事業開始 (交付決定日以降) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 実施設計・工事請負契約等 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 工事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 支払い完了(事業完了) 単年度事業は1月31日まで </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 完了実績報告書の作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 着工審査(必要に応じ) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 遂行状況報告 (必要に応じ現地調査等を実施) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 確定検査(書類審査、必要に応じ現地調査) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付額確定通知 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 補助金支払い～3月31日まで </div>
事業報告書の提出	事業報告書の提出 (年度毎に年度の終了後30日以内に提出)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 事業報告書の作成・提出 (補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間、過去1年間のCO2削減量などを報告) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 事業報告書の受領(環境大臣) </div>

※本スケジュールは予定であり、変更となる可能性もあります。

以下記入例

様式1

一般社団法人静岡県環境資源協会
会長 荒木 信幸 殿

補助事業者で使用している
文書番号、なければ不要

〇〇〇〇番〇〇〇〇号
平成29年 月 日

申請日は 月 日～
月 日の間

申請者 住所 東京都……
氏名または名称 〇〇株式会社
代表者の職・氏名 省エネ一郎 印

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における省CO2 促進事業)
応募申請書

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における省CO2 促進事業)
に下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名 (申請者の事業名を記載)
ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

事業者の補助事業名: 〇〇株式会社〇〇ZEB 事業

- 2 補助事業の目的及び内容
実施計画書(別紙1-2)のとおり

- 3 補助金交付申請額
初年度:〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(初年度分のみを記載)
事業全体:〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(複数年度の場合、合計を税抜きで記載、千円未満切り捨て)
(うち消費税及び地方消費税相当額 〇円)

- 4 補助事業に要する経費
経費内訳(別紙2-2)のとおり

- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~平成30年1月31日 (複数年度事業は2年度目の完了予定日を記入)
複数年度の初年度(~平成30年2月28日) ※2月28日以前の任意の日

6 その他参考資料

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 「6 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款または寄附行為（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、または当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、または設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。その他、申請時提出書類等一覧に記載した各種書類を添付すること。
- 3 別紙1-1または別紙2-1において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

業務用施設等における省CO2 促進事業実施計画書
(ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業)

1 申請者概要

事業名	〇〇株式会社多目的ビル新築 ZEB 化事業			
事業期間	単年度または複数年度の初年度の事業完了予定日： (和暦・半角数字で記入)	平成 29 年 1 月 31 日	1. 新築 2. 既築 (プルダウンで選択)	新築
	複数年度 最終事業完了予定日： (和暦・半角数字で記入)	-		
ふりがな	まるまるかぶしきがいしゃ			
補助事業者名	〇〇株式会社			
ふりがな	まるまる まるまる			
代表担当者名	〇〇 〇〇			
所属				
TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇			
E-mail (半角)	〇〇〇@〇〇〇.com			
ふりがな				
補助事業者名 (共同事業者名)				
ふりがな				
代表担当者名				
所属				
TEL				
E-mail (半角)				

単年度または複数年度の初年度の事業完了予定日：
・単年度事業は、平成 30 年 1 月 31 日以前の日付であること。
・複数年度事業は、平成 30 年 2 月 28 日以前の日付であること。
複数年度 最終事業完了予定日：平成 31 年 1 月 31 日以前の日付であること。

2 建物概要

建物名称	〇〇ビル		CASBEE 評価 (ランク)	取得予定なし
			BELS の ZEB 評価 (予定)	ZEB Ready
建物所在地	〒		建物用途 (別表を参照し該当するものを全て記載のこと)	大分類 事務所等
	〇〇県〇〇市……			小分類 事務所
構造	RC造		電力管区	東京電力
階数 (半角数字)	地上 (階数)	2	契約電力 (kW) (新築は予定)	
	地下 (階数)	0	省エネ法の特定事業者の区分	
	塔屋 (階数)		1. 第 1 種 2. 第 2 種 3. 指定なし	
建築面積 (㎡)	700.12	㎡	竣工年月日 (和暦・半角数字)	平成 30 年 6 月 30 日
延べ床面積 (㎡)	1234.56	㎡	築年数 (年) (半角数字)	-
CLT等の使用割合 (%)	新築は「確認済証」に記載の面積と、既築は登記簿に記載の面積と整合			

予定も含め必ずご記入ください

3 事業実施に関する事項

ZEB リーディング・オーナーへの申請状況	1. 申請中 2. 登録済み(登録番号:) 3. 年 月頃申請予定
他の補助金との関係	*他の国の補助金等(固定価格買取制度を含む。)への応募状況等を記入する。 経産省ものづくり補助金に応募予定
許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	*補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入する。 なし

4 補助事業に関する配分額（単位：円）

	事業全体		当該年度		補助率	全体の補助金申請額 (C)	当該年度の補助金申請額
	補助事業に要する経費 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に要する経費	補助対象経費			
設備費					2/3		*補助事業に要する経費：本補助事業の実施のために必要な経費全体 *補助対象経費：上記のうち補助対象となる部分の金額 ※小数点以下は切り捨て 全体の補助金申請額 (C) 及び当該年度の補助金申請額の合計は 1000 円未満切り捨てとする。
工事費							
事務費							
合計							

※税抜き

5 導入効果

(1) 一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量関係

	基準一次エネルギー消費量 (その他 EM 除く) (GJ/年) a	設計一次エネルギー消費量 (その他除く) (GJ/年) b	一次エネルギー		二酸化炭素排出量に係る 見なし削減量 (tCO2/年) e = (C × 0.058tCO2/GJ)
			削減量(GJ/年) c=a-b	削減率(%) d=c/a	
①EAC, EV, EL, EW, EEV の計、創エネ考慮せず	1,555.70	744.48	811.22	52.1%	47.05
②EAC, EV, EL, EW, EEV の計、ES コージェネ考慮		744.48	811.22	52.1%	47.05
③EAC, EV, EL, EW, EEV の計、PV 太陽光・ES コージェネ考慮				64.5%	58.25

本事業の要件
50.0%以上必要

設備用途別	削減率 f	設計一次エネルギー消費量/基準一次エネルギー消費量 g	二酸化炭素排出量に係る見なし削減量 (tCO2/年)	
			h=f×0.058tCO2/GJ	
本項(1)は入力不要。別添3から自動計算				
空調	491.10	0.46	28.48	
換気	27.87	0.24	1.62	
照明	324.58	0.36	18.83	
給湯	-39.97	2.00	-2.32	
昇降機	7.64	0.89	0.44	
計	811.22	0.48	47.05	
エネルギー利用効率化設備	193.04	-	11.20	
合計	1004.26	0.36	58.25	

		一次エネルギー削減量 (円/GJ・年)	二酸化炭素排出削減量 (円/tCO2・年)
費用対効果	補助事業に要する経費(A) / 削減量(c または e の③)	374,954	6,465,515
	補助対象経費(B) / 削減量(c または e の③)	188,370	3,248,158
	補助額(C) / 削減量(c または e の③)	125,580	2,165,439

		一次エネルギー消費量 i	二酸化炭素換算量 $j=i \times 0.058tCO_2$	一次エネルギー削減量 k	二酸化炭素換算値 $l=k \times 0.058tCO_2$
		(MJ/m ² 年)	(kgCO ₂ /m ² 年)	(MJ/m ² 年)	(kgCO ₂ /m ² 年)
原単位 (一次エネルギー消費量/延べ床面積)	基準一次エネルギー消費量	491.10	0.46	28.48	491.10
	①設計一次エネルギー消費量 (EAC, EV, EL, EW, EEV の計、創エネ考慮せず)b または c の①	27.87	0.24	1.62	27.87
	②設計一次エネルギー消費量 (EAC, EV, EL, EW, EEV の計、コージェネ考慮)b または c の②	324.58	0.36	18.83	324.58
	③設計一次エネルギー消費量 (EAC, EV, EL, EW, EEV の計、太陽光・コージェネ考慮)b または c の③	-39.97	2.00	-2.32	-39.97

(2) 外皮性能関係

	建物外皮性能 (MJ/m ² 年)	
PAL*基準値	450	
PAL*設計値	380	本事業の要件 設計値が基準値を下回る こと
削減率	15.6%	

(3) 創エネ関係

	仕様	自己消費発電量 (GJ/年)	売電量/系統連系量 (GJ/年)	利用方法
				1. 自己消費 2. 系統連系 3. 全量売電
太陽光発電	面積 (m ²)	193.66	0.00	自己消費
	128.33			
	出力 (kW)			
	20.4			
蓄電池	種類			
	容量 (kW)			
その他発電				
コージェネ	発電効率 (%)			
	廃熱回収効率 (%)			

※利用方法については、「自己消費」、「系統連系」、「全量売電」の別を記載すること。

6 ZEBの省エネ技術

(1) ZEB実現の省エネシステム

ZEBの省エネ技術	技術名	能力	汎用性・先進性・省エネ性に係る特長	区分	補助対象の有無
				1. 新規 2. 既存	1. 有 2. 無
建物(外皮)性能の向上	Low-E 複層ガラス			新規	有
	日射追従型ルーバー			新規	有
省エネシステム・高性能機器設備の導入	高効率空調機			新規	有
	デシカント空調			新規	有
	地中熱利用換気システム			新規	有
創エネルギーの導入 ・その他					

(2) システム制御技術及び省エネシステム数

	システム制御技術	建物(外皮)性能	内部発熱の削減	省エネシステム・高性能機器	創エネルギー
既存					
新規	1		1	3	1
合計	1		1	3	1

システム制御技術の件数は、9 エネルギー利用管理計画 (5) システム制御技術の件数と整合を取る

件数を記入

7 システム提案概要

※別添1にて作成し添付すること。
別添1の目次を本項に記載すること

(例)

- 別添1(1):外皮性能
- 別添1(2):空調
- 別添1(3):全熱交換換気扇
- 別添1(4):LED照明
- 別添1(5):太陽光発電

8 申請者の詳細(申請者が複数の場合は申請者ごとに記載する)

(1) 会社所在地(申請者所在地)

ふりがな	まるまるかぶしがいいしや
申請者名(会社名)	〇〇株式会社
代表者等名	〇〇一郎
郵便番号	1234567
住所	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番地

郵便番号は、半角でハイフンなしの7桁数字を入力
電話番号(TEL・携帯電話番号)は、半角数字、半角ハイフンありで入力
FAXは、半角数字、半角ハイフンありで入力
E-mailは、半角で入力

(2) 補助事業担当 補助事業に関してSERAからご連絡する場合があります。

ふりがな	まるまるかぶしがいいしや
会社名	〇〇株式会社
部署	〇〇部 〇〇課
役職	課長
ふりがな	まるまる まるまる
氏名	〇〇 〇〇
郵便番号	1234567
住所	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番地

交付決定通知等の正式な書類は申請者に送付いたします。

TEL	
携帯電話番号	
FAX	
E-mail(半角)	

(3) 代行申請者 補助事業に関してSERAからご連絡する場合があります。

ふりがな	まるまるこんさるていんぐかぶしがいしや
会社名	〇〇コンサルティング株式会社
部署	〇〇部 〇〇課
役職	
ふりがな	まるまる まるまる
氏名	〇〇 〇〇
郵便番号	
住所	〇〇県〇〇市
TEL	
携帯電話番号	
FAX	
E-mail(半角)	

代行申請の場合
代行業者のご担当も記入し
てください。

(4) 申請者の業務実績に関する事項 (直近1年間の業務実績)

事業報告期間	例)平成28年4月～平成29年3月 和暦で記入		
資産合計		売上高	
負債合計		経常利益	
純資産合計		当期純利益	

※資産、売上げ等の単位は円

9 エネルギー利用管理計画

1. エネルギー管理計画

(1) 管理方針
エネルギー利用状況を把握し、エネルギーの「見える化」を行う。定期的にデータの分析・精査を行い、改善策を立案、実施する。運用の最適化を常に意識し、長期的に持続可能な二酸化炭素削減管理体制を構築させる。社員教育を行い、省エネ意識を高める。

(2) 計量方針
各フロア、設備ごとに利用状況を把握し、ヒートポンプはエリアごとに利用効率を算定する。コンセント負荷は別に計算する。

(3) 実施方法
月1回の検討会を実施し、問題点を把握し、PDCAサイクルでエネルギー利用効率の改善を図る。必要に応じコンサルタントのアドバイスを受け、最新の管理技術を導入していく。

(4) 管理体制
管理部が中心となり、〇〇ビルメンテや〇〇コンサルタントのアドバイスを受ける。

2. BEMS

(1) 管理点数 点 ← 管理点数 システムで管理する設備監視項目数

(2) BEMSに関する説明
BEMSで蓄積したデータから空調制御に改善や、LED照明と昼光センサによる制御のチューニングを行う。

(3) 基本的機能(データ収集、省エネプログラム) 下記から選択(複数選択可)
集中検針 データ出力機能 タイムプログラム制御 最適起動停止機能 節電運転制御
一覧出力 日・月・年報の表示・出力 トレンドグラフ表示

(4) 拡張機能 下記から選択(複数選択可)
機器履歴管理 稼働実績管理 警報データ管理 最適化制御 見える化 エネルギー消費分析管理

(5) システム制御技術

	名称	有無の別 (有・無)	制御技術の概要説明
1	設備間統合制御システム	有	BEMSによる各システム間(照明制御の人感センサと空調設備)連動制御
2	設備と利用者間連携制御システム	有	人感センサにより利用者の存在、不在を判断し、点灯制御を行う
3	負荷コントロール	有	外付けブラインドによる日射負荷抑制・照度センサにより、出力の適切な制御を行う

11 資金調達計画

(1) 資金調達計画 (円)

年度別	平成 29 年度	平成 30 年度	合計(円)
補助金申請額			
自己資金			
借入金			
銀行名			
合計			

シート「4 補助事業に関する配分額」
当該年度の補助金申請額の合計金額と一致させること

(2) 全体資金計画 (総工費)

項目	金額	単価(円/㎡)
総工費		
内設備工事費		

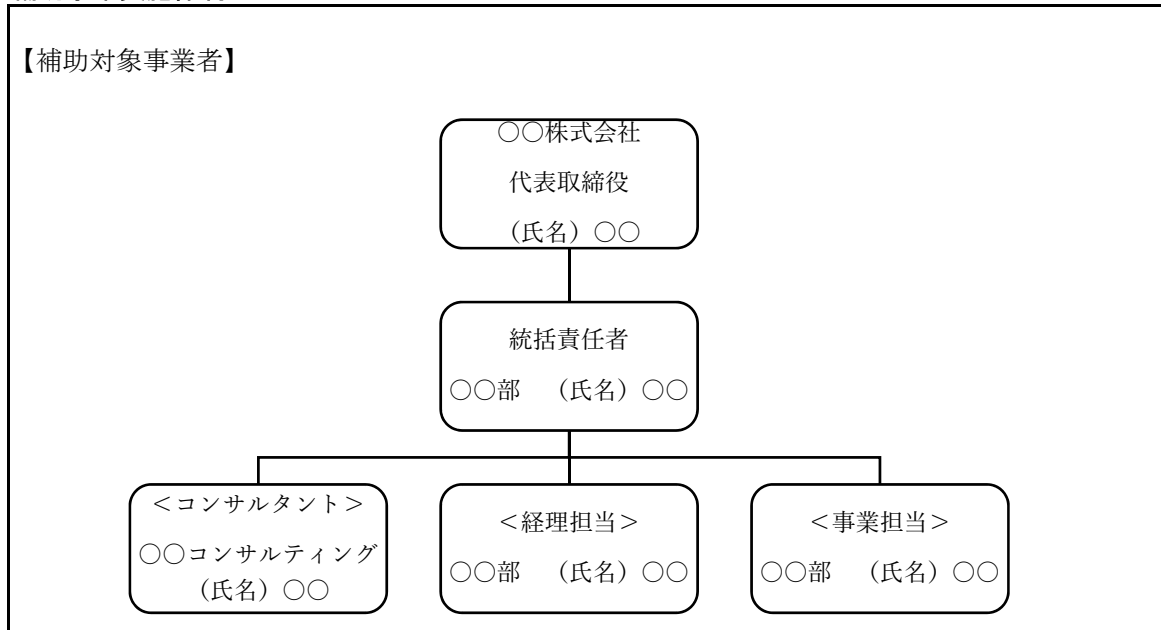
総工費＝工事に係る全ての金額
単価＝総工費÷延べ床面積

総工費のうち、設備に係る設備費及び工事費
単価＝設備に係る設備費及び工事費÷延べ床面積

(3) 概略予算書

※別添 5 にて作成し添付すること。(実施計画書1-2エクセルファイル)

12 補助事業実施体制



※組織図等で事業体制を示すこと

(別表 建物用途)

用途	具体例
事務所等	事務所、官公署等
ホテル等	ホテル、旅館等
病院等	病院、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム、診療所、児童福祉施設、老人福祉施設等
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等

学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等

(別添 1)

システム提案概要

システム名: 高効率型マルチエアコン

(導入後)

採用システム毎に記述(データコピーして添付)

システム名は申請書、提案概要書、実施計画書と整合を図ること

導入省エネシステムごとに、

概要図等でわかりやすく記載すること

他の記載内容と整合させること

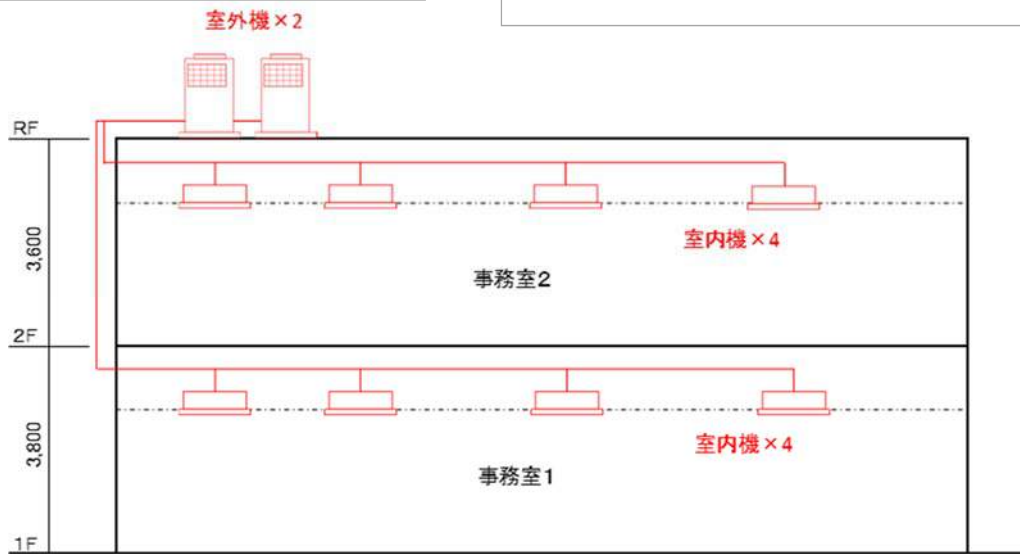
補助対象の範囲を明確に記載すること

仕様

- ・ 高効率型ビル用マルチエアコン
- ・ 平均 APF=0.0
(冷房/暖房能力: 00/00)
- ・ 環境省 L2-Tech 認定製品

特徴

低負荷運転時の運転効率を高め省エネ性向上。システム全体の必要負荷を即時に把握して機器の発停ロスを抑制する全自動制御機能を採用。



※補助対象は赤でマーキングし、システム制御技術についても記入すること。複数年度の2年度目は青でマーキングすること。

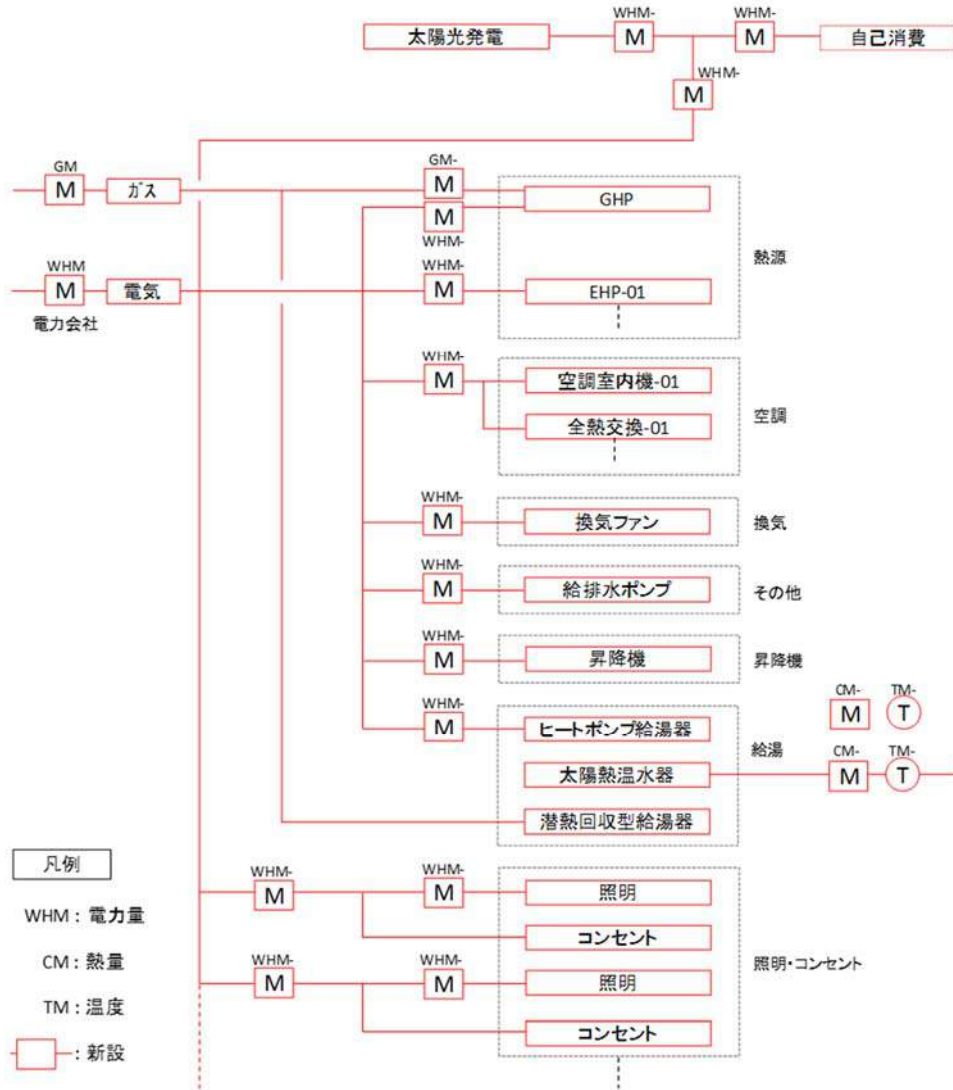
既存システムをそのまま用いる場合は、「導入前」に記入し、「導入後」は未記入とすること。

新築は、「導入後」欄のみで記載すること。

(別添2)

エネルギー計量計画図

補助事業の完了後、事業報告書提出のため、計量区分ごとに実績値が集計できるように留意してください。



※熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、空調、照明、給湯、昇降機、創エネ、その他(コンセント等)等の計量区分ごとにエネルギー計量ができること。

※事業の状況に応じて実施内容を充実させること。

(別添3)

省エネルギー計算書

設備用途区分	基準一次エネルギー消費量		設計一次エネルギー消費量		削減量	削減率	BEI 設計/ 基準	
	GJ/年		GJ/年					GJ/年
空調	908.91	E _{SAC}	417.81	E _{AC}	491.10	54.0%	0.46	
換気	36.24	E _{SV}	8.37	E _V	27.87	76.9%	0.23	
照明	501.5	E _{SL}	76.94	E _L	324.58	64.7%	0.35	
給湯	40.26	E _{SW}	80.23	E _W	-39.97	-99.3%	1.99	
昇降機	68.77	E _{SEV}	61.13	E _{EV}	7.64	11.1%	0.89	
設備小計	1,556	(A)	744	(B)	811.23	52.1%	0.48	
エネルギー利用効率化	太陽光発電	-	-	-193.04	PV	193.04	-	-
	コージェネ	-	-	0.00	E _S	0.00	-	-
エネルギー利用効率化設備小計	-	(C)	-193.04	(D)	193.04	-	-	
その他	215.37	E _M	215.37	E _M	0.00	-	-	
合計(設備小計+エネルギー利用効率化設備小計+その他)	1,771.07	(E)	766.80	(F)	1,004.26	56.7%	0.43	
合計(設備小計+エネルギー利用効率化設備小計)	1,555.70	(G)	551.43	(H)	1,004.26	64.6%	0.35	
合計(設備小計+ES コージェネ)	1,555.70	(I)	744.47	(J)	811.23	52.1%	0.48	

建築研究所計算支援プログラム H28 年基準 (WEB プログラム Ver.2) を使用した場合
算定結果の表の数値の記入をしてください。
WEB プログラム Ver.1 をご使用の方は、結果表「省エネルギー基準 一次エネルギー消費量計算結果 (非住宅建築物・共同住宅共用部)」の 3.一次エネルギー消費量計算結果にある値をご入力ください

マイナスの値で
入力

太陽光、コージェネはエネルギー利用効率化設備の内訳から単位を GJ に変換し記入する

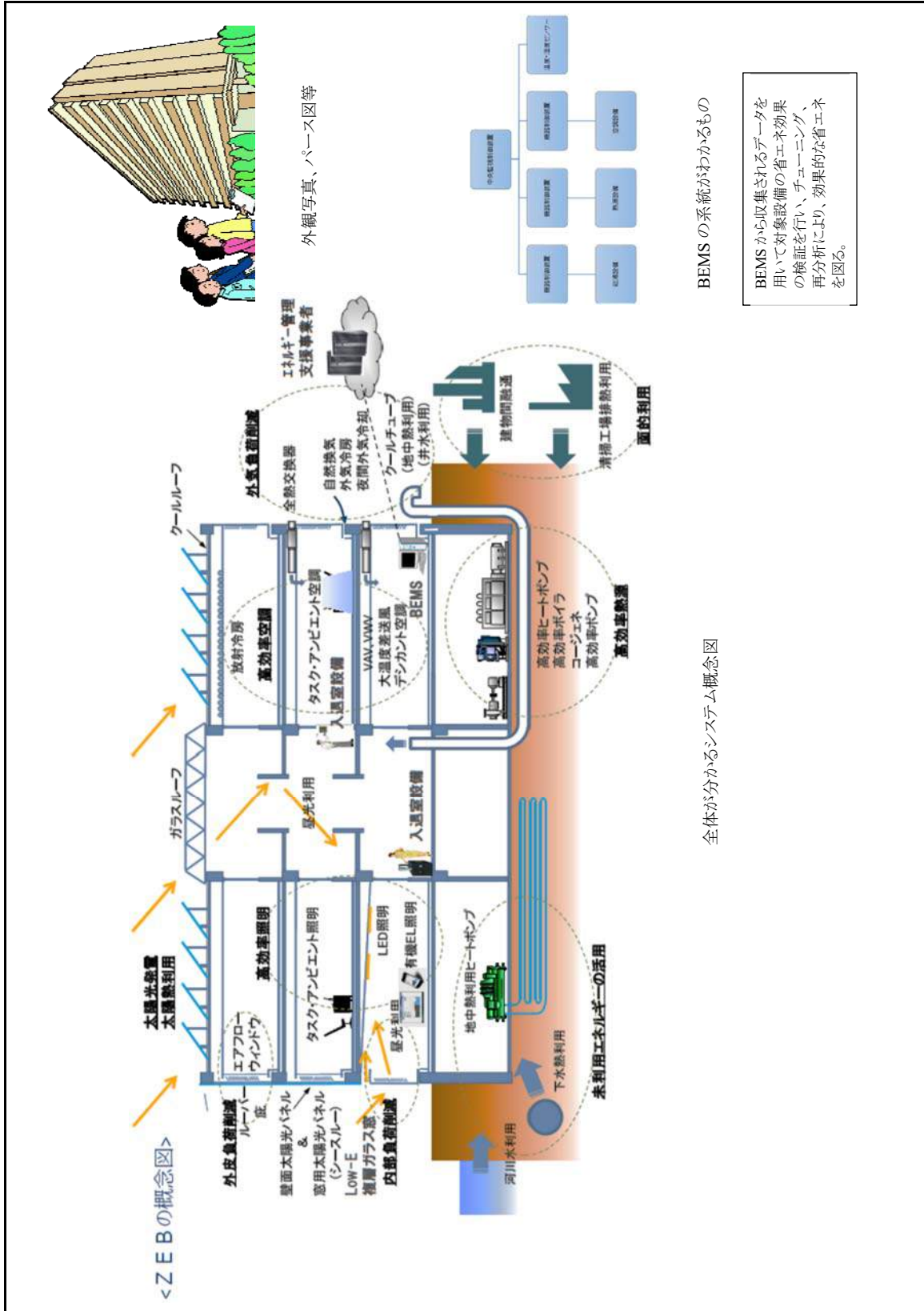
本事業の要件

太陽光、コージェネ以外のエネルギー利用効率化設備	再生可能エネルギーの利用 (プルダウンで選択)	エネルギー創出量(GJ/年) (G)
太陽光発電とコージェネは記入不要		

※WEBプログラムの PAL*、一次エネルギー消費量計算書、エクセル入力シート、根拠となるデータ等、必要な資料を別紙またはエクセルファイルの形で添付して下さい。

※既築での設備更新の場合も、更新前の設備の一次エネルギー消費量ではなく、各室用途ごとの基準一次エネルギー消費量を求めること。

ZEB 事業紹介図



※A 3横 カラーで作成

BEMS の系統がわかるもの

全体が分かるシステム概念図

BEMS から収集されるデータを
用いて対象設備の省エネ効果
の検証を行い、チューニング、
再分析により、効果的な省エネ
を図る。

別紙2-2 (様式3)

業務用施設等における省CO2促進事業に要する経費内訳
(ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出 予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × (2/3) 又は、補助上限額 3 億円 (2000 m ² 以上の地方公共団体の場合は 5 億円)を比較して少ない方の額	
	- 円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額		積算内訳	
設備費	1. 高効率機器 空調機の導入 2. 高効率機器 照明設備の導入 3. 高効率機器 ○○の導入 4. 高効率機器 ○○の導入	別紙1-2 別添5 11(3)概略予算書の「概略予算書(全体)」 「補助対象経費」を抜き出して作成してください。			
工事費	1. 高効率機器 空調機の導入 2. 高効率機器 照明設備の導入 3. 高効率機器 ○○の導入 4. 高効率機器 ○○の導入				
事務費					
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組または一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期
ビル用マルチエアコン	AB-1234	6	560,000	3,360,000	2017年○月

注 本内訳に、見積書または計算書等を添付する。

ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 申請時提出書類等一覧

※対象～全:全申請者が提出 該:該当申請者のみ提出

提出書類等		備考	提出様式	対象
提出書類チェックシート		公募要領内のチェックシートをコピーして使用	1部を正本頭に添付	全
応募申請書			様式1	全
実施計画書				
1	申請者概要		別紙1～2 (SERA ホームページよりダウンロードするエクセルファイルの中に、別添1～5の様式を含む)	全
2	建物概要			
3	事業実施に関する事項			
4	補助事業に関する配分額			
5	導入効果			
6	ZEB の省エネ技術 (1)ZEB 実現の省エネシステム (2)システム制御技術及び省エネシステム数			
7	システム提案概要			
8	申請者の詳細			
9	エネルギー利用管理計画			
10	事業実施工程			
11	資金調達計画			
11	概略予算書	参考見積書を添付。(一者、三者見積は交付決定後)。概略予算書は別添5で作成		
12	補助事業実施体制			
経費内訳			別紙2～2	全
添付書類				
システム概念図	システム概念図	システムごとに作成しカラー印刷(A4)	別添1	全
エネルギー計量計画図	エネルギー計量計画書	カラー印刷	別添2	全
省エネルギー計算書	省エネルギー計算書	PAL*、一次エネルギー消費量計算書等、必要な計算書を添付	別添3及び添付資料	全
	省エネルギー計算書の根拠			全
会社案内	会社概要書	自治体は概要紹介(ホームページ等)		全
事業者登記簿	事業者の登記簿謄本(原本)	個人の場合は印鑑登録証明書(原本)		全
事業実績※1	事業実績(決算報告書等)	直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書。個人の場合は確定申告書の写し。		全
土地・建物登記簿	建物の登記簿謄本(原本)	既築・増改築のみ、新築は後日提出。 自治体は財産台帳の写しも可		該
	土地の登記簿謄本			全
建築確認申請書類	建築確認申請書(記載事項のある面全て)、確認済証の写し	確認申請を行わない自治体は「建築基準法第13条第3項による適合する旨の通知書」と検査済証		全
土地貸借契約書	土地貸借契約書	借地の場合のみ		該
区分所有に係る書類	建築物所有者全員の委任状(別紙5)	区画所有建物で管理者、もしくは管理組合法人で申請する場合	別紙5	該
	管理規約			
	集会の決議			
リースに係る書類	リース契約書(案)	リース利用での申請。リース料計算書は補助金あり・なしの比較		該
	リース料計算書			
建物図面	建物案内図、建物配置図、建物平面図、建物立面図、矩計図または断面詳細図、求積図			全
設計図	機器表	設計図は設備工事ごとに編集(カラー印刷) 例)空調設備・機器表・系統図・平面図 照明設備・機器表・平面図		全
	系統図			
	平面図(機器配置図)			
交付要件等確認書			別紙4	全
設備設置承諾書		建物所有者と設備所有者が異なる場合に必要	別紙6	該
ZEB 事業紹介図	ZEB システムの提案概要	申請する ZEB 事業全体がわかる、建物や設備、フロー等を示した図(A3 カラー)	別添4	全
概略予算書	別紙1-2 11の概略予算書	別添5で作成すること	別添5	全
その他	その他事業説明に必要な書類	自治体は、当初予算で措置されているものは予算書、補正予算は議決後に提出。		該

CD-ROM	作成データを収録した CD-ROM		全
--------	-------------------	--	---

※1 確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りしたうえで送付すること。
(マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SERA にて黒塗り等の処理を行う)

●提出書類チェックシート（ZEB）

提出ファイル形式、書式	申請者 確認	SERA 確認
1冊を作成する		
A4(2穴・ハードタイプ)ファイル1冊にまとめる(紙ファイル、リングファイル、袋ファイルは不可)		
ファイル表紙及び背表紙に、事業名・事業者名を明記		
A4・黒字・片面印刷で出力(入力箇所の色もとる)を基本とし、出力方法に指定のあるものは指定に準ずる		
書類名毎にインデックス(タイトル)を付けた中仕切りを入れる		

書類名	チェック項目	対象	内 容	申請者 確認	SERA 確認	
提出書類チェックシート(5/5)		全	申請者によるチェック済のものをファイリング			
応募申請書	【様式第1】	申請日	公募期間内の日付を記入			
		申請者	「申請者1」に補助金の支払いを受ける者を記入			
		申請者住所	事業者登記簿本(商業登記簿本)に記載の住所と一致			
		申請者名称	番地表記、漢数字・算用数字、その他「登記簿本」と完全一致 （開等、略表示はしない）			
		代表者氏名・役職名	事業者登記簿本(商業登記簿本)に記載の代表者名、役職と一致			
		押印	申請者全員の押印(登録印)必須			
		1 補助事業の名称	建物名称等を付けるなど、概ね 25 字以内の分かりやすく申請を特定できる名称(仮称等の表現は不可)			
		3 補助金交付申請額	「別紙 2-2 経費内訳」の各項目の合計と一致(上限額 3 億円(2000 m ² 以上の地方公共団体の場合は 5 億円)以下であるか)			
		4 補助事業に要する経費	「別紙 2-2 経費内訳」に記載			
		5 補助事業の開始及び完了予定年月日 (複数年度の場合) 最終事業完了予定年月日	全 該	単年度事業は平成 30 年 1 月 31 日以前、 複数年度事業の初年度は平成 30 年 2 月 28 日以前の日付 最終事業完了予定日は、複数年事業は平成 31 年 1 月 31 日以前の日付		
実施計画書	【別紙1-2】 1.申請者概要	事業名	全 該	「様式第1応募申請書」の各項目との一致		
		事業期間				
		補助事業者名				
		代表担当者名・所属			電話番号・E-mail アドレスを明記	
	2.建物概要	共同事業者名	該	代表担当者・所属・電話番号・E-mail アドレスを明記		
		建物名称	全	記載されているか		
		建物所在地		記載されていること		
		延べ床面積		新築は「確認済証」に記載の面積と、既築は登記簿に記載の面積と整合		
		建物用途		建物用途が補助対象か(確認申請の主用途との整合)		
		電力管区		電力会社を明記		
		BELS 評価		建築物省エネルギー性能表示制度の取得予定を記載(ZEB Ready以上)		
		CASBEE 評価(ランク)		取得予定の場合に記載		
	築年数	該		既設建物の場合に記載		
	3.事業実施に関する事項	他の補助金との関係 問題となる事項	全	他の国の補助金に申請する(予定を含む)場合、その補助金名と内容を記入		
許認可、権利関係等事業の前提となる事項及び実施上問題事項の有無						
4.補助事業に関する配分額		全	経費内訳「別紙 2-2」の値と整合			

書類名	チェック項目	対象	内 容	申請者 確認	SERA 確認	
実施計画書	5.導入効果	(1)一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量関係	全	各項目に、必要事項を記載 一次エネルギー消費量の削減率が50%以上か(②欄のコージエネ考慮)		
		(2)外皮性能		PAL*設計値が基準値以下か		
		(3)創エネ関係	該	仕様等記入		
	【別紙1-2】 6.ZEBの省エネ技術	(1)システム制御技術	全	記載されているか		
		(2)ZEB実現の省エネ技術		記載されているか		
		(3)省エネシステム数		(1)(2)記載件数と整合		
	【別添1】 7.システム提案概要	システム概念図	全	システムごとに作成、カラー印刷(A3) 補助対象部分は、赤でマーキングする 複数年度事業は、 1年目:赤、2年目:青 に色分けすること		
	【別紙1-2】 8.申請者の詳細	(1)会社所在地(申請者)	全	「様式第1応募申請書」の各項目との一致		
		(2)補助事業担当者		直近2年分の「決算報告書」と整合(上場企業は期末の決算短信で可)		
		(3)業務実績に関する事項				
	9.エネルギー利用管理計画		全	記載されているか		
	10.事業実施工程	補助事業の開始日及び完了予定年月日(全体)	全	「様式第1応募申請書」の記載事項と一致 ・単年度事業は「平成30年1月31日以前」 複数年度事業は「平成31年1月31日以前」を事業完了日とする		
		複数年度事業(当該年度)の完了予定日	該 当	「様式第1応募申請書」の記載事項と一致 複数年度事業は「平成30年2月28日以前」を事業完了日とする		
		スケジュール表	全 該	支払完了日は事業の完了日とし、表の中に記入 複数年の場合、年度毎に作成		
	11 資金調達計画	(1)資金調達計画	全	合計金額が「実施計画書11(3)概略予算書」の補助事業に要する経費の金額と整合		
該			複数年度の場合、該当欄(平成30年度)に記入			
(3)概略予算書		全	別添5を添付 機器、工事等の省エネシステム毎に記載			
		該	「別紙2-2」補助対象経費支出予定額内訳との整合 複数年度事業の場合(全体)のほかに、各年度ごとの概算予算書を作成			
主要機器、工事の参考見積書	全	参考見積書を添付(項目・金額と整合を取る)				
12.補助事業実施体制	実施体制	全	補助事業に関する社内外の管理体制の一覧			
		該	申請者が複数の場合、申請者間の関係を明記			
経費内訳	【別紙2-2】 所要経費 補助対象経費支出予定額内訳	全	各合計金額が「実施計画書11(3)概略予算書」補助事業に要する経費の金額と整合			
			補助対象外が含まれていないか 内訳に、参考見積書または計算書を添付する			
	購入予定の主な財産の内訳	該 該	品目の妥当性 内訳に、参考見積書を添付する			
添付書類	【別添2】 エネルギー計量計画図	全	カラー印刷 凡例等を用いてわかりやすく記載 計量区分ごとに計量メーター記述			
	【別添3】 省エネルギー計算書	全	WEBプログラムの一次エネルギー消費量計算結果との整合 入力数値の単位と整合			
	【別添4】 ZEB事業紹介図	全	ZEB事業全体がわかる、建物や設備、フロー等を示した全体図をわかりやすく記載 カラー印刷(A3)			
	【別添5】 概略予算書	全				

書類名	チェック項目	対象	内 容	申請者 確認	SERA 確認	
添付書類	【別紙3】 暴力団排除に関する誓約事項	全	「別紙4交付要件等確約書」の確認欄記入			
	【別紙4】 交付要件等確約書	確認欄	全	必ず申請者本人が確認及び記入(個人は署名・実印)		
		日付		日付は交付申請書と同日		
	会社案内	会社概要書	全	会社概要書(会社案内等) 共同申請の場合は申請者全員分を添付		
	事業者登記簿謄本	履歴事項全部証明書	全	3カ月以内発行の「履歴事項全部証明書」の原本(現在事項全部証明書は不可)		
		発行日		個人の場合は3カ月以内発行の「印鑑登録証明書」の原本及び住民票の写し		
	事業実績	決算報告書 日付	全	直近2年分の「決算報告書」を添付(上場企業は期末の決算短信で可) 共同申請の場合は申請者全員分を添付		
	建物登記簿謄本	発行日	全	既築の場合、発行から3カ月以内の原本 (新築の場合、登記後、建物登記簿謄本(原本)を提出すること)		
	確認申請書類	建築確認申請書	全	記載事項のある面全て		
		確認済証		「確認済証」の写し		
	土地登記簿謄本	発行日	全	発行から3カ月以内の原本		
	土地賃貸契約書	契約期間	該	契約期間、契約日が明記された賃貸借契約書の写し		
	設備設置承諾書	建物所有者	該	建物登記簿謄本に記載の建物所有者全員の承諾書		
		設置される設備の概要		設置される設備の概要(別紙可)を明記		
処分制限を受ける期間		処分制限を受ける期間(設備の法定耐用年数)は、導入する設備の法定耐用年数が一番長いものに合わせて記入				
区分所有に係る書類	委任者	該	建物登記簿謄本に記載の区分所有者(建物所有者)および議決権の4分の3以上			
	受任者		「交付申請書」に明記されている者が受任者			
	集会の決議議事録		本補助金の交付申請について、管理規約に基づいた集会の決議がされ、承認されていることが確認できる議事録等			
リースに係る書類	リース契約書(案)	該	借主・貸主を明記(押印不要)			
			以下の条項や記載部分をマーカー等で色付けし明確にする			
			補助金の交付を前提とした付随条項がある場合には、その内容を明記			
	リース料計算書	該	補助事業に要する経費(リース料総額)・補助金申請額・リース期間・リース料・元本・金利・固定資産税等の金額・保険・手数料等の内容について、補助金がある場合と無い場合で比較した計算書			

以下、次の形式での出力とする

- ◆建物図面、設計図 ……A3サイズ、カラー・片面印刷(文字が判読できるように)
- ◆各種計算書 ……A4サイズ、黒字・片面印刷

書類名	対象	内 容	申請者 確認	SERA 確認	
建物図面	建物案内図	全	住所、最寄駅からのアクセス、方位、道路及び目標となる建築物を明記(地図はインターネット地図でも可)		
	面積表、面積計算図	全	建物の面積がわかるもの		
	建物配置図	全	縮尺、方位、住所、敷地面積等を記入		
			敷地境界線を示し、該当する建物を赤でマーキングし、申請に係る建築物と他の建築物との区別を明示		
	建物概要	全	住所・敷地面積・建物用途・構造・階数・延べ床面積を記入		
	建物平面図・各階平面図	該	複数の用途を有する建築物の場合、用途別床面積の一覧		
			縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、色塗り等で断熱材の配置を明示		
建物立面図	全	東西南北の四面とし、縮尺、階高と建物の高さ、開口部仕様等を記入			
矩計図または断面詳細図	全	縮尺、床下、床、外壁、開口部、天井、屋根その他断熱性を有する部分について色塗り等で断熱材位置を図示			

書類名		対象	内 容	申請者 確認	SERA 確認	
設計図	書式(共通)	全	凡例や注記も記載 補助対象は赤でマーキング 複数年度事業は、1年目:赤、2年目:青 に色分け ※1年目に機器だけ導入し2年目に工事をした場合、機器リストを赤、図面を青で作成し「工事のみ」と注記			
	外皮	該	建具の位置と建具番号を図面に記入 建具の形状、寸法、姿図、仕上げ剤等を示す			
	空調	機器表	該	熱源、空調機並びにポンプ等の種別、仕様、台数、記号、性能及び制御方法		
		系統図		熱源、空調機並びにポンプ等の位置、系統及び記号		
		平面図		空調ゾーン、熱源、空調機並びにポンプ等の位置、記号、台数及び制御方法(縮尺を記入)		
		主要機器カタログ		カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示		
	換気	機器表	該	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の種別、仕様、記号、台数、性能及び制御方法		
		系統図		給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、系統及び構造		
		平面図		給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、台数、記号及び制御方法(縮尺を記入)		
		主要機器カタログ		カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークをして明示		
	照明	器具表	該	照明設備の種類、仕様、記号、台数及び消費電力		
		平面図		照明設備の位置、台数、記号及び制御方法(調光・照度・人感センサを記入)		
		主要機器カタログ		カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示		
	給湯	機器表	該	給湯設備の種別、仕様、記号、台数及び性能		
系統図		節湯器具の採否及び太陽熱利用方法				
平面図		給湯設備の位置、記号、系統及び構造				
主要機器カタログ		給湯設備の位置、記号、台数、構造及び配管の保温(縮尺を記入) カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示				
太陽光発電	機器表	該	設備の種別、パネル枚数、設置面積、出力(kW)、記号			
	平面図		縮尺、設備の位置、枚数及び記号(縮尺を記入)			
	主要機器カタログ		カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示			
コージェネレーション	機器表	該	設備の種別、仕様、台数、記号			
	平面図		設備の位置、台数及び記号(縮尺を記入)			
	主要機器カタログ		カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示			
BEMS	機器表	該	機能一覧表、エネルギー管理評価項目の監視点一覧表、記号			
	系統図		システム構成図、装置参考姿図、計装図、記号			
	平面図		BEMS本体やセンサ、配線などの平面図(色付けすること)、記号			
	各自動制御図		空調設備、換気設備、給湯設備、照明設備、効率化設備の自動制御方法及び構造			
	主要機器カタログ		カタログ等の該当ページ・関連ページを添付、該当品にマークを施し明示			
その他機器表	該	その他ZEB化に資する設備等及び措置の種別、台数及び性能				

書類名		対象	内 容	申請者 確認	SERA 確認
各種計算書	様式 0.	全	基本情報入力シート		
	様式 1.	全	(共通条件)室仕様入力シート		
	様式 2-1.	該	(空調)空調ゾーン入力シート		
	様式 2-2.	該	(空調)外壁構成入力シート		
	様式 2-3.	該	(空調)窓仕様入力シート		
	様式 2-4.	該	(空調)外皮仕様入力シート		
	様式 2-5.	該	(空調)熱源入力シート		
	様式 2-6.	該	(空調)二次ポンプ入力シート		

様式 2-7.	該	(空調)空調機入力シート			
様式 3-1.	該	(換気)換気対象室入力シート			
様式 3-2.	該	(換気)給排気送風機入力シート			
様式 3-3.	該	(換気)換気代替空調機入力シート			
様式 4.	該	(照明)照明入力シート			
様式 5-1.	該	(給湯)給湯対象室入力シート			
様式 5-2.	該	(給湯)給湯機器入力シート			
様式 6.	該	(昇降機)昇降機入力シート			
様式 7-1.	該	(効率化)太陽光発電システム入力シート			
様式 7-2.	該	(効率化)コージェネレーションシステム入力シート			
様式 8.	該	(空調)非空調外皮仕様入力シート			
エクセルシート	全	上記様式のエクセルシート ※CD-ROM に収録			
計算結果	全	省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果			
	全	PAL*算出結果			
	全	PAL*の計算結果			
	該		空調のエネルギー消費量計算結果		
			換気のエネルギー消費量計算結果		
			照明のエネルギー消費量計算結果		
			給湯のエネルギー消費量計算結果		
			昇降機のエネルギー消費量計算結果		
	効率化(太陽光発電)のエネルギー消費量計算結果				
	効率化(コージェネレーション)のエネルギー消費量計算結果				
計算根拠	全	室面積、空調ゾーン等の計算根拠が解る資料を全て添付			
その他	該	その他、事業の説明に必要な図書、補足説明資料等添付 (プロポーザル決定通知書等)			
CD-ROM	全	作成したデータ(本様式)を収録し、補助事業者名のラベルを貼付			

<複数年度申請の場合>

確認事項	申請者 確認	SERA 確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年度実施する事業については、年度毎に補助申請を行って交付決定を受けた後に事業を実施する。 ・ 各年度の交付決定にあたり、次年度の交付決定を保証するものではない。 上記、2点を理解している。		—

暴力団排除に関する誓約事項

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

記

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、または法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別紙4)

交付要件等確認書

※申請の際は、全項目のチェックが必要です。

(交付要件について)	確認欄
本事業の交付要件(交付規程)について、全て確認し、了承している。	<input type="checkbox"/>
(申請者の資格)	
申請者は、交付規程第3条(交付の対象)に該当する者である。	<input type="checkbox"/>
申請者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について熟読し、これに同意している。	<input type="checkbox"/>
(事業期間について)	
交付決定通知が届いた後に本事業を開始することを理解している。	<input type="checkbox"/>
補助金に係る工事の完了予定日および工事代金の支払完了予定日が事業期間内であることを確認している。	<input type="checkbox"/>
(事業成果の利用について)	
事業成果については、他の事業者への普及促進を目的としたガイドライン作成に資するとともに、広く一般に紹介する機会があることを了承している。	<input type="checkbox"/>
(申請提出書類一式について)	
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切無いことを確認している。	<input type="checkbox"/>
交付規程に定める建築物の省エネルギー性能の第三者認定(BELS)を取得し、表示することを了承している。	<input type="checkbox"/>
補助対象設備に係る申請者と施工業者との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSERAは保証しないこと及び、万一、前述に関する紛争等が起きてもSERAは関与しないことを理解し、了承している。	<input type="checkbox"/>
(交付決定の選定について)	
本事業が定める審査方針・方法について全て確認し、了承している。	<input type="checkbox"/>
申請した事業が必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	<input type="checkbox"/>
(現地調査及び取材等の協力)	
交付決定以降、事業が公正に実施されているか判断するための現地調査に協力できる。	<input type="checkbox"/>
交付決定以降、補助対象事業者となった際に、SERAが行う取材等に協力できる。	<input type="checkbox"/>
(財産処分制限期間と適化法について)	
導入する設備機器等には財産処分の制限期間が掛かり、制限期間内に処分・売却等された場合は補助金の返還(交付規程第8条12項)となる可能性があることを理解している。	<input type="checkbox"/>
(エネルギー計測装置について)	
本事業終了後、3年間のエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム等の発電設備の電気の発電量等のエネルギー使用状況、二酸化炭素排出量の削減量について、エネルギー計測装置を使用し、報告することを理解している。	<input type="checkbox"/>
(事業報告書の提出及び事業状況の調査)	
本事業終了後、3年間は各年度ごとに二酸化炭素削減効果等についての事業報告書を環境大臣に提出すること、環境省の委託を受けた団体が現地調査を行う機会があることを了解している	<input type="checkbox"/>

※確認欄のうち、該当項目でひとつでも確認していない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

申請者名称

印

代表者名

※申請者が個人事業主の場合は、実印を捺印してください。代行者不可